

平成 25 年 6 月 4 日  
文 部 科 学 省  
国 際 統 括 官 付

## 第 191 回ユネスコ執行委員会の結果について

### 1. 日 程

平成 25 年 4 月 10 日（水）～ 26 日（金）

### 2. 出席者

木曾 功 ユネスコ日本政府代表部特命全権大使  
加藤 重治 文部科学省国際統括官 外

### 3. 会議のポイント

- パレスチナ加盟に伴う米国の資金拠出停止（分担率：22%）によるユネスコの財政難については、これまでに官房経費の削減、職員のポスト凍結及び緊急基金の導入等のコスト削減・効率化の努力が行われてきたところであるが、長期的には対応できない状況。米国の拠出再開が行われない場合に備えた緊縮予算案について、事業の優先付けを含めて、執行委員会の特別セッションで検討され、次回執行委員会（本年 9～10 月）で報告・審議されることとなった。
- ユネスコの次期中期戦略（37C/4：2014－2021 年）案及び事業・予算（37C/5：2014－2017 年）案について審議された。今後、第 37 回ユネスコ総会（本年 11 月）で審議・決定される。我が国が積極的に推進している持続可能な開発のための教育（ESD）とサステイナビリティ・サイエンスについて、C/4 案及び C/5 案に盛り込まれている。ただし、サステイナビリティ・サイエンスについては、その意味内容が何か、自然科学及び人文・社会科学両局で具体的に何を行うのか、各国から質問があり、本年 9 月のシンポジウム等の結果を踏まえ、次回執行委員会までに明確にすることとなった。
- 2015 年以降の開発アジェンダについて、ユネスコは、教育の枢要な重要性を強調していき、ユネスコの関与と更なる進展について、次回執行委員会でユネスコ事務局から報告することとなった。我が国からは、2015 年以降の教育関係の開発アジェンダに ESD が位置付けられるよう、EFA、国連 DESD の主導機関であるユネスコの努力を期待する旨発言した。

## 4. 会議の主な内容

### 1) 我が国代表演説

本曾ユネスコ日本政府代表部大使から、次の通り代表演説を行った。

#### 【厳しい財政状況】

- ・事務局は、引き続き事業の選択と集中を行い、一層のコスト削減・効率化を図るべきであり、事務局長のロードマップ作成への意向を歓迎。現在の財政的な苦境は、当面の財政的な対処だけではなく、ユネスコの構造的な問題（外部資金への過大な依存とガバナンスの問題）に対して取り組む好機でもある。

#### 【次期中期戦略（37C/4）／事業・予算（37C/5）案】

- ・基本的には事務局案を指示するが、組織改革（特に、地域事務所調整局の廃止、対外関係・広報局の縮小、「社会変容・文明間対話センター」の設立）について、論理的根拠と期待される成果について加盟国への説明が必要。

#### 【事業の実施】

- ・教育に関し、EFA目標と教育関係のミレニアム開発目標の達成に焦点を置くべきであり、また2015年以降の教育アジェンダについては、何がEFA目標の実現に課題であったかをはっきりさせた上で作成すべきである。教育は、人間の安全保障に不可欠なものであり、2015年以降の開発目標では最も重要な課題の一つであるとする。また、持続可能な開発のための教育（ESD）は必要不可欠な要素であり、我が国として積極的に2015年以降の教育アジェンダの構築に参加するので、ユネスコにも強く期待。来年は、我が国においてESDに関するユネスコ世界会議を開催予定であり、多数の加盟国や関係者の参加及び協力を歓迎。
- ・科学に関しては、我が国は自然科学と人文・社会科学の統合的なアプローチである「サステナビリティ・サイエンス」を提案しており、主要事業Ⅱ（自然科学）とともに主要事業Ⅲ（人文・社会科学）の戦略目標にも明確に位置付けられるべきと考える。
- ・世界遺産に関して、我が国はユネスコと共同で世界遺産条約採択40周年最終会合を昨年11月に京都で開催した。京都ビジョンでも述べられているとおり、地域コミュニティを含む全ての関係者が遺産の保護と保全に更に取り組む必要がある。

#### 【アフリカ、TICAD-V】

- ・我が国は、アフリカの発展に重点を置いてきており、本年6月にTICAD-Vを開催予定。

#### 【まとめ】

- ・平和で持続可能な社会構築のために「強いユネスコ(strong UNESCO)」の実現に向けて支援をしていく予定であり、事務局及び加盟国と連携を図っていく。

### 2) ボコバ事務局長の演説

執行委員会の全体会合において、ボコバ事務局長が全体報告を行った。概要は以下のとおり。

### 【改革及び独立外部評価（I E E）勧告への対応】

- ・ユネスコは戦略的ビジョンに基づき改革を推進。種々の改革に対する厳格な評価の結果をインターネット上に公開。
- ・比較優位のある分野に活動を集中し、プライオリティ・アフリカとの関係では、運営戦略を策定の上、六つのフラグシップ事業を特定。フィールドネットワーク改革第1フェーズを本年末迄に完成予定。国連システムとの連携については、事務総長イニシアティブへの積極的関与や、国連水協力年の調整、UN Women 及びUNAIDSとの連携を実施している。

### 【財政難への対応】

- ・官房経費の15%削減目標を既に14%達成、2か年ベースでは18%削減見込み。213ポストを凍結。75百万ドルを受領した緊急基金を始め、財源の多様化に尽力。本年については赤字をカバーでき財政バランスが均衡する見通しだが、長期的にはもたない。

## 3) 次期中期戦略／事業・予算案及び執行委員会勧告（議題15）

次期中期戦略（37C/4：2014－2021年）／事業・予算（37C/5：2014－2017年）案について審議された。主なポイントは、下記のとおり。今後、第192回ユネスコ執行委員会（本年9～10月）でも審議を重ねたあと、最終的に第37回ユネスコ総会（本年11月）で審議・決定される。

- ・ミッションステートメント、ユネスコの機能、包括目標(Overarching Objectives)、地球規模の優先課題(Global Priorities)、については、前回第190回ユネスコ執行委員会での審議結果が反映されたものが提案されていたところ、修正なしで了承された。（37C/4案の概要については、別紙1参照）
- ・五つの主要事業(Major Programmes)の名称について、事務局から具体的内容を記した長い名称が提案されていたが、分野名のみを記した現行の簡素な名称を維持することとなった。
- ・組織のスリム化の観点から、コミュニケーション・情報局事業のうち、ICT事業は教育、科学、文化各局へ、記憶遺産(MoW)事業は文化局へ、オープン教育資源(OER)は教育局への移管が事務局から提案されていたが、米国等の強い反対により見送ることとなった。
- ・37C/4は、37C/5のコピーではなく、要点を絞って短くすべき。
- ・ESDについては、重要性が共有され、戦略目標2及び主要事業I(教育)の主要活動ライン(MLA: Main Line of Action)2の期待される成果(ER: Expected Result)9で位置付けられている。
- ・サステナビリティ・サイエンスについては、戦略目標4・5及び主要事業II(自然科学)のMLA1のER2のほか、戦略目標6及び主要事業III(人文・社会科学)のMLA1のER1で位置付けられたが、「自然科学局及び人文・社会科学局でそれぞれ何を行うのか」、また「サステナビリティ・サイエンスとは何か」について各国から質問がなされ、本年9月のシンポジウム等の結果を踏まえ、次回

執行委員会までに明確にすることとなった。

- ・人文・社会科学局に新設することが提案された「社会変容・文化間対話センター」については、目的・活動等、具体的な内容については、次回執行委員会において審議することとなった。
- ・米国の抛出再開が行われない場合のキャッシュフローの不足に備えて、2014～2015年の2か年について、名目ゼロ成長（ZNG）の場合の653百米ドルのほかに、キャッシュフローが不足した場合の507百米ドルの緊縮予算案（いわゆる「プランB」）が、事務局から参考として提案された。今後、オープンエンドなワーキンググループ（執行委員会の事業委員会（PX）及び行財政委員会（FA）の両議長が議長を務め、各地域3か国ずつで構成）を立ち上げて、各主要事業のプログラムの優先度も含めて議論を行い、執行委員会の特別セッションでとりまとめて、第192回執行委員会へ報告されることとなった。

（37C／5案の概要については、別紙2参照）

#### **4) 過去の執行委員会・総会決議フォローアップの事務局長報告（議題5）**

- ・ジオパークの正式プログラム化について、1) ユネスコのビジビリティを向上させるものであること、2) ユネスコに対して追加的な予算措置は生じないこと、3) 他のプログラムとの重複は避けること、4) 次回執行委員会において具体的な提案を行うなど、現在の検討状況について事務局から報告があり、多数の国がジオパークの正式プログラム化に対して賛同があった。
- ・次回執行委員会において、事務局からの具体的な報告書に基づき、審議予定。

#### **5) 2015年以降の開発アジェンダのための準備へのユネスコの参画に関する報告（議題6）**

- ・2015年以降の開発アジェンダに対するユネスコの積極的な関与を期待し、その戦略に対する質問や、ポスト2015年開発アジェンダの中でも教育が重要であることを強調し、ユネスコはEFAの主導機関として、その達成に向けて達成度の低いものについて明らかにする等の努力が必要である旨、我が国を含め、多くの国から発言があった。
- ・2015年以降の開発アジェンダにおいて、教育の枢要な重要性(pivotal importance)を追加すること、また加盟国のステークホルダーによるコンサルテーションプロセスの必要性について認識することを追加することが決議された。
- ・2015年以降の開発アジェンダに関するユネスコの関与と更なる進展について、次回執行委員会で報告することとなった。
- ・我が国からは、初等教育の完全普及に加えて、教育の質の向上、衡平性の確保、ポスト初等教育等も重要であること、教育は「持続可能な開発」を実現する上でも不可欠な要素で、ESDは重要な取組であり、リオ+20の成果文書も踏まえ、2015年以降の教育関係の開発アジェンダにもESDが位置付けられるよう、EFA、国連DESDの主導機関であるユネスコの努力を期待する旨発言した。

## 6) 職業技術教育・訓練 (TVET) : TVET戦略の実施に関する中間評価の報告 (議題7)

- TVET戦略の実施の進捗状況、ユネスコの優先事項及び2015年以降の教育と開発アジェンダを盛り込んだ、TVET戦略のフォローアップに関する提案を、第196回ユネスコ執行委員会(2015年春)に行うこととなった。
- 我が国からは、TVETは、ポストMDGs、EFA、DESD等の国際アジェンダの議論において重要なテーマであり、引き続きユネスコのリーダーシップに期待していること、上海コンセンサスを踏まえ、生涯学習の観点からもTVETは重要である旨発言した。
- 事務局から、UNEVOCの活動については数の増加よりも質の向上が必要であること、また生涯学習の観点からもTVETは重要であり、我が国の発言にあるESDの重要性に賛同し、TVETにもグリーンTVETという要素が含まれていること、2014年のESDに関するユネスコ世界会議でもTVETに焦点が当てられていることから、その成果に期待する旨発言があった。

## 7) 博物館及び収集品の保護及び促進に係る法規設定文書に関する法的・博物館学的視点からの予備的調査 (議題8)

- 博物館及び収蔵品の保護と促進に関する新たな法規設定について、第37回総会の議題とすることが提案され、審議が行われた。我が国を含めいくつかの国から、現在の財政状況下で新たな法規設定をするのではなく、既存の枠組みの活用を検討すべきという意見が出されたものの、既存の枠組みでは十分ではなく、博物館の果たす役割は途上国にとって重要であり、ユネスコの果たす役割は大きいという観点から、次回総会に新たな法規設定文書が提案されることとなった。
- エクアドルから「博物館の役割として、不法な文化財の取引に立ち向かう」という文言を付け加える提案がされたが、賛成15か国、反対18か国により否決された。

## 8) 文書遺産の保護及びアクセス (議題11)

- 1) 記憶遺産事業の強化のための行動計画案及び2) 法規設定の必要性に関する技術的、財政的及び法的側面の予備的研究について、事務局から提案され、審議が行われた。
- 多くの国が文書遺産の保護及び記憶遺産事業の強化に対しては、賛成の意を示しつつも、多数の国が現在の財政状況下での行動計画案の実現可能性、新たな法規設定の必要性について疑問が呈された。一方、危機に瀕している文書遺産の保存は喫緊の課題であること、規範設定については、勧告は条約よりは経費がかからず負担も少ないという事務局からの説明及び主に途上国からの要望により、行動計画案及び第37回総会で新たな法規設定について審議されることとなった。なお、決議には外部資金を積極的に模索していくことも盛り込まれた。

## 9) カテゴリーIIセンター等 (議題14)

- カテゴリーIIセンターの在り方について議論が行われるとともに、新規設立及び契約の更新について審議が行われた。
- 新たなカテゴリーIIセンターとして設立を認めるよう、第37回総会に勧告が認められた機関は、以下のとおり。

- 地震工学研究所の設立（マケドニア）
- 地球規模地球化学国際センターの設立（中）
- グローバル変動及び水資源研究アフリカセンターの設立（南アフリカ）
- 工学技術に関する国際知識センター（中）
- 青少年育成のための格闘技国際センター（韓）
- 工学及び持続可能性における問題ベース学習のためのオールボー・センター（デンマーク）
- 水セキュリティ及び持続可能マネージメントのための国際センターの設立（韓）
- 国際水協力センターの設立（スウェーデン）
- ・ 契約の更新について承認された機関は、以下のとおり
  - 水関連法律・政策・科学のための IHP-HELPセンター（IHP-HELP、英）
  - 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM、日）
  - 侵食・堆積国際研究研修センター（中、IRTCS）

#### 10) ユネスコ事務局と国内委員会との協力についてのレビューのフォローアップに関するオープンエンドな三者ワーキンググループの報告（議題33）

- ・ ユネスコ事務局と国内委員会との協力についての評価のフォローアップに関するオープンエンドな三者ワーキンググループの報告書について審議され、次回総会で採択されるよう総会へ勧告することとなった。
- ・ 同報告書には、同ワーキンググループの勧告を実施するための詳細なタイムライン及び責任を含む行動計画（案）が含まれており、あわせて支持された。（行動計画（案）の詳細は、別紙3参照）

#### 5. 加藤国際統括官とボコバ事務局長のバイ会談（4月15日）

- ・ 2015年以降の開発アジェンダにおいて、教育問題は重要であり、ESDは、EFAやEducation Firstとも強く関係しており、重要な課題である点については、意見が一致。事務局長からは、同アジェンダの中に教育を位置付けるため、策定プロセスにおいて加盟国の強力な支援が必要である旨発言があった。
- ・ サステナビリティ・サイエンスについて、ジャカルタ事務所が主催し、文科省がサポートしたクアラルンプールでのワークショップの結果について報告し、37C/4及び37C/5での位置付けについて意見交換を行った。事務局長からは、サステナビリティ・サイエンスのアプローチを採るのは、自然科学だけでなく、人文・社会科学も含めた全ての科学であり、サステナビリティ・サイエンスにより両局のシナジー効果が徐々に出てくることを期待している旨発言があった。
- ・ 日本ユネスコ国内委員会で議論している民間ユネスコ活動の活性化は、重要な事項であり、民間からの参加を得た目に見えるユネスコ活動の展開を期待。

#### 6. 執行委員会について

- 1) 執行委員会は、総会での選挙により選出された執行委員国（58か国）のみが参

加できる総会の下部機関。通常の実行委員会は1年に2回、春と秋に開催（各3週間程度）。実行委員会で、総会決定事項等一部事項を除き、2か年の事業・予算等、ユネスコの重要事項が審議及び総会へ報告され、総会で最終的に承認される。

2) 次回第192回実行委員会は、本年9月23日～10月11日に開催予定。

## ユネスコ中期戦略(37C/4:2014-2021年)案の概要

ユネスコ憲章

### ミッションステートメント

ユネスコは、国際連合の専門機関として、またその憲章に従って、教育、科学、文化及びコミュニケーション・情報の分野を通じて、平和の構築、貧困の撲滅、持続可能な開発及び異文化間の対話に貢献する。

包括的目標

平和  
(持続的な平和への貢献)

持続可能な開発  
(持続可能な開発と貧困撲滅への貢献)

地球規模の  
優先課題

アフリカ

ジェンダー平等

戦略目標

戦略目標 1 :

万人のための質の高い・包摂的な生涯学習を促進する教育制度の加盟国による開発の支援

戦略目標 2 :

学習者の創造性及びグローバル・シチズンとしての責任の強化

戦略目標 3 :

万人のための教育(EFA)の促進と将来の国際教育アジェンダの形成

戦略目標 4 :

持続可能な開発のための科学、政策及び社会と倫理的で包括的な政策との連携の促進

戦略目標 5 :

平和、持続可能性及び社会的包摂のための国際科学協力の強化

戦略目標 6 :

包摂的社会開発の支援及び文化の関係改善のための文化間対話の促進

戦略目標 7 :

遺産の保護、促進及び伝達

戦略目標 8 :

創造性の涵養及び文化的表現の多様性

戦略目標 9 :

表現の自由、メディア開発及び情報・知識への普遍的なアクセスの促進

紛争・災害後の諸国に対するユネスコの活動領域での支援



## ユネスコ事業・予算（37C/5：2014－2017年）案の概要

### ◆主要事業Ⅰ（教育）

戦略目標1：万人のための質の高い・包摂的な生涯学習を促進する教育制度の加盟国による開発の支援

MLA1：万人のための質の高い・包摂的な生涯学習を促進する教育制度の加盟国による開発の支援

戦略目標2：学習者の創造性及びグローバル・シチズンとしての責任の強化

MLA2：学習者の創造性及びグローバル・シチズンとしての責任の強化

戦略目標3：万人のための教育（EFA）の促進と将来の国際教育アジェンダの形成

MLA3：万人のための教育（EFA）の促進と将来の国際教育アジェンダの形成

### ◆主要事業Ⅱ（自然科学）

戦略目標4：持続可能な開発のための科学、政策及び社会と倫理的で包括的な政策との連携の促進

MLA1：科学・技術・イノベーション政策、ガバナンス及び科学と政策のインタフェースの強化

MLA2：科学・工学における組織的能力の構築

戦略目標5：平和、持続可能性及び社会的包摂のための国際科学協力の強化

MLA3：海洋・沿岸の保護及び持続可能な管理のための知識及び能力の促進

MLA4：地球システム、生物多様性及び防災のための国際科学協力の促進

MLA5：淡水の安全保障の強化

### ◆主要事業Ⅲ（人文・社会科学）

戦略目標4：持続可能な開発のための科学、政策及び社会と倫理的で包括的な政策との連携の促進

戦略目標5：平和、持続可能性及び社会的包摂のための国際科学協力の強化

戦略目標6：包摂的社会開発の支援及び文化の関係改善のための文化間対話の促進

MLA1：社会変容、社会的包摂及び文化間対話を支援するための未来志向の研究、地域、政策立案の動員

MLA2：包摂的社会の開発に向けた科学・技術的課題の倫理的、法的及び社会的なインプリケーションに関する加盟国による管理の強化

MLA3：青年及びスポーツ分野における利害関係者の参加を通じた政策形成、青年開発及び市民参加の支援、ユネスコ事業における人権主義的アプローチの推進

### ◆主要事業Ⅳ（文化）

戦略目標7：遺産の保護、促進及び伝達

MLA1：対話及び開発のための文化、遺産及び歴史の保護、保存、推進及び発

信

戦略目標 8 : 創造性の涵養及び文化的表現の多様性

MLA 2 : 文化多様性、無形文化遺産の保護及び文化・創造的産業の開発の支援  
及び促進

◆主要事業 V (コミュニケーション・情報)

戦略目標 9 : 表現の自由、メディア開発及び情報・知識への普遍的なアクセスの促進

MLA 1 : 報道の自由及びジャーナリストの安全を確保できる環境の推進、多元主義及びメディアへの参画の促進、持続可能かつ独立したメディア組織の支援

MLA 2 : ユニバーサルアクセス及び情報・知識の保存の確保

※MLA : 主要活動ライン。Main Line of Action の略

## ユネスコ事務局と国内委員会の協力強化のための行動計画（案）

本行動計画（案）では、14の調査結果・勧告が提案されているが、このうち14の勧告の概要は、以下のとおり。

### 1. 法的枠組み・組織的問題

#### (1) 勧告1

- ・ユネスコ憲章や国内委員会憲章の改正の優先度は、現時点では高くはない。しかしながら、これらの文書及び関連の総会及び執行委員会の決議について、全ての加盟国政府及び国内委員会は留意すべき。
- ・加盟国は、国内において国内委員会の役割と機構を特定するための法的又は行政的な方法を導入すべき。
- ・【報告】 全ての加盟国は、ユネスコ事務局に対して、法的ステータス（国内委員会の設置根拠を含む）と国内委員会の機構（組織図を含む）に関する情報を提供すべき。

#### (2) 勧告2

- ・国内委員会の多様性の原則は、引き続き尊重されるべき。

### 2. 各加盟国（常駐代表部及び国内委員会を含む）の行動

#### (3) 勧告3

- ・全ての加盟国は、国内委員会のステータスと機構を評価し、国内委員会が、ユネスコの適性分野において、知的コミュニティ、市民社会パートナー、ユネスコ事務局（本部及びフィールド事務所）及び国内委員会のほか、政府及び政府関係機関と、効果的に活動できるよう、権限、能力及び専門性を担保すべき。
- ・【報告】 加盟国は、ユネスコ事務局が、国内委員会のステータス、機構及びリソースレベルに関する最新の情報を保持できるようにすべき。

#### (4) 勧告4

- ・各加盟国は、国内委員会事務総長を合理的な任期で任命し、明確に定義されたマנדートを付与するとともに、継続性を確保するための適切な方策を検討すべき。
- ・【報告】 加盟国は、ユネスコ事務局が、国内委員会会長及び事務総長の任命までのアプローチに関する最新の情報を保持できるようにすべき。

#### (5) 勧告5

- ・国内委員会は、国内でのパートナーのネットワークを構築・拡大するとともに、各国の国内法及びユネスコの包括的パートナーシップ戦略と整合性がある原則・手続に基づいて、資金提供元を探すべき。
- ・【報告】加盟国は、本勧告に基づく行動、他国の国内委員会にとって役に立つと思われる知見について、ユネスコ事務局に対して報告する。

#### (6) 勧告6

- ・国内委員会とユネスコ事務局は、助言、ガイダンス、調整及び支援の観点から、より広いユネスコ・ファミリー、パートナー及びネットワークとより緊密に関係する方策を検討すべき。また、国内委員会は、ユネスコの名称、頭字語、ロゴ及びインターネット・ドメインの使用について、特定の役割を担っている。
- ・【報告】加盟国は、ユネスコ事務局に対して、国内におけるユネスコ関係団体とのシナジー効果の創出及びより緊密な連携のためのステップを報告すべき。
- ・国内委員会は、新しい「NGOとのユネスコのパートナーシップに関する指令」に基づいて、ユネスコとの公式な関係を持っている国際NGOが当該国で法的に設定している事務所を含めて、各国において市民社会及びNGOと活発に協力すべき。
- ・最後に、国内委員会は、ユネスコクラブ／センターにより実施されている活動が、ユネスコのミッションと目的に合致するとともに、ユネスコの名称及びロゴが適切に使用されるよう担保するために、各国において、ユネスコ協会／センター／クラブを、認定、モニタリング及び評価すべき。国内委員会は、「ユネスコの名称、頭字語、ロゴ及びインターネット・ドメインの使用に関する指令」を含めて、求められる基準を満たしていないユネスコ協会／センター／クラブの認定を、取り消すことができる。

#### (7) 勧告7

- ・国内委員会は、メンバーとパートナーのほか、政府に対しても、定期的に報告すべき。これらの活動報告は、年1回共通のテンプレートで行うべき。
- ・定期的なニュースレターの発行を促進すべき。これら全ての報告書は、国内委員会のウェブサイトへ掲載することにより、他の国内委員会、常駐代表及びユネスコ事務局に共有されるべき。

### 3. 国内委員会間のインタラクションとパートナーシップの強化

#### (8) 勧告8

- ・隔年で開催している国内委員会の地域会合は継続すべき。加盟国と他のファンディングパートナーは、当該地域会合を主催／共催すべき。また、新しいプログラムサイクルの4年ごとに、加盟国と国内委員会のコンサルテーションを兼ねて開催

すべき。

- ・情報交換及び知見の共有のための可能性を最適化する方策として、ガバニング・ボディーの開催に合わせて、非公式の会合を開催するよう準備すべき。特に、ユネスコ事務局は、効果とベストプラクティスの共有を向上させるため、成果を明確に定義した構造的かつ参加型のイベントを実施すべき。

#### (9) 勧告9

- ・十分な能力の備わっていない国内委員会を支援できる国内委員会は、そのような立場にあることを明示するとともに、リードしていく方策を模索すべき。国内委員会間のツィニングシステム、職員交流プログラム及び協力のネットワークは、最も歓迎されるものである。
- ・【報告】国内委員会は、ユネスコ事務局に対して、知見が他の国内委員会でも活用されるよう、報告・知見を共有すべき。

### 4. 国内委員会とユネスコ事務局（本部及びフィールド事務所）の協力改善

#### (10) 勧告10

- ・フィールド事務所と国内委員会間の協力を強化することを目的として、現状の棚卸しをするために、「フィールド事務所と国内委員会間のインタフェースと協力のためのガイドライン」（2006年4月の第174回執行委員会で支持。174EX/34 Annex）を評価・更新すべき。また、フィールド事務所は、担当地域の加盟国及び国内委員会と緊密に連携する責務があることを再認識すべき。同様に、国内委員会は、フィールド事務所と連絡をとり地域レベルのプログラム等の情報を提供し相談することの重要性を再認識すべき。

#### (11) 勧告11

- ・ユネスコ事務局は、より定期的に、情報、知識及びグッドプラクティスを収集し、強調し、国内委員会と共有することにより、国内委員会間のネットワーキングを促進すべき。
- ・【報告】国内委員会は、ユネスコ事務局の作業を促進するために、関連情報、ニュースレター、活動報告及び提案を、できれば電子フォーマットで、時宜に提出すべき。

#### (12) 勧告12

- ・ユネスコ事務局は、常駐代表部及び国内委員会に対して、当該国において実施予定の全ての活動（職員の渡航、会議等）について、相談し、事前に情報提供し、関与を求めるとともに、活動の成果についても情報提供すべき。

#### (13) 勧告13

- ・ユネスコ事務局は、研修プログラムを、国内委員会の様々なニーズを満足するものに発展させるべき。ニーズと財源があるところでは、対面による研修を継続する一方で、費用対効果が高くより目標を絞った研修モジュールを更に模索し開発すべき。(テレビ会議、オンライン研修、ユネスコ本部又はフィールド事務所での調査訪問・学習滞在等)
- ・ユネスコ事務局は、能力開発を目的とした国内委員会間のネットワーキング、パートナーシップ及び協力を支援すべき。

#### (14) 勧告14

- ・国内委員会とユネスコ事務局（フィールド事務所含む）は、「参加プログラム」の手続を更に改善するために、緊密に連携すべき。また、会計・評価報告の準備において、特別な努力が必要。

### 5. 勧告実施のための責任とタイムライン

- (1) 加盟国は、勧告1、3、4、5、6及び9の実施状況について、2014年6月30日までに報告することが期待される。
- (2) ユネスコ事務局は、第196回執行委員会（2015年春）で、上記の全ての勧告の実施に関する進捗報告書を提出すべき。また、「フィールド事務所と国内委員会間のインタフェースと協力のためのガイドライン」の評価もこの機会に行うべき。